

開設許可申請について【病院】

●病院開設許可申請書（手数料：43,600 円）

【添付書類】

○敷地の平面図（縮尺 200 分の 1 以上）

○敷地周囲の見取図（縮尺 3,000 分の 1 以上）

○建物の平面図（縮尺 200 分の 1 以上）

（※各階のすべての部屋が A 3 用紙中に表示されている平面図も併せて添付）

○病院の汚水を水質汚濁防止法に規定する公共用水域に排出しようとするとき

（病院開設許可申請書末尾の備考 4 に記載の関係書類を添付）

○（開設者が法人であるとき）定款・寄附行為又は条例（写し）

○（開設者が個人であるとき）開設者の臨床研修修了登録証※（写し）

※医師の場合は平成 16 年 3 月 31 日、歯科医師の場合は平成 18 年 3 月 31 日までに免許の申請を行った者は免許証の写し

○（麻酔科標榜の場合）勤務医師の麻酔科標榜許可書（写し）

○不動産登記簿謄本

（第三者から借りる場合：賃貸借登記をすることが望ましい。）

：賃貸契約書（賃料・契約期間等が適正）

○就業規則

○開設後 2 年間の収支見込み

○開設時の医療従事者の確約書及び従事者名簿

（医師、歯科医師、（准）看護師、薬剤師、栄養士）

※医療従事者の標準数について

（病床利用率：一般病床の場合は 77%以上として標準数算定）

○許可申請時の直近 1 年間の実績

．．．．．《（直近 1 年間の）月別患者数及び処方せん数等》

．．．．．《開設許可にかかる医療従事者の標準数の算定表》

【許可申請後の手続き】．．．．．

（別途、麻薬関係手続き、エックス線装置等の届出もあり）

○開設許可証交付 → ○検査申請（手数料：45,900 円）→ 【現地検査】 → ○使用許可証交付 → （開設） → ○開設届（10 日以内）

【開設届添付書類】

○管理者の医師（歯科医師）免許証（写し）

○管理者の臨床研修修了登録証※（写し）

※医師の場合は平成 16 年 4 月 1 日、歯科医師の場合は平成 18 年 4 月 1 日以降に免許の申請を行った者

○医療従事者免許証（写し）